

参考資料-1 近畿地方整備局 事業評価監視委員会 平成23年度第5回

河川事業における事業再評価について

平成23年12月 近畿地方整備局

河川事業における再評価の対象事業

【従来の事業評価】

河川事業の再評価は、長期的な河川整備の基本的事項を定める河川整備基本方針を対象として実施。

【今回の事業評価】

事業の実現性や透明性の観点から、20年から30年間の河川整備の具体を定める河川整備計画を対象として評価することに見直し。

* 新規事業の評価でなく、河川整備基本方針に基づき従前から継続的に実施している事業の再評価として位置付けられている。

あわせて、全体事業(評価基準年以前の事業を含む)、残事業(評価基準年以降の事業 のみ)、当面(5~7年)の事業を評価。

【河川整備計画を策定途中の河川の扱い】

流域委員会等で審議を行った河川整備計画の「原案」「素案」等を河川整備計画と同等の一連の事業計画と見なして評価。

紀の川 H23年度に原案を公表。 H24から計画スタートのため全体事業=残事業となる。 加古川 H23年度に計画案を公表、最終の手続き中。

H21年度の原案公表から2年を経過。H24以降が残事業となる。

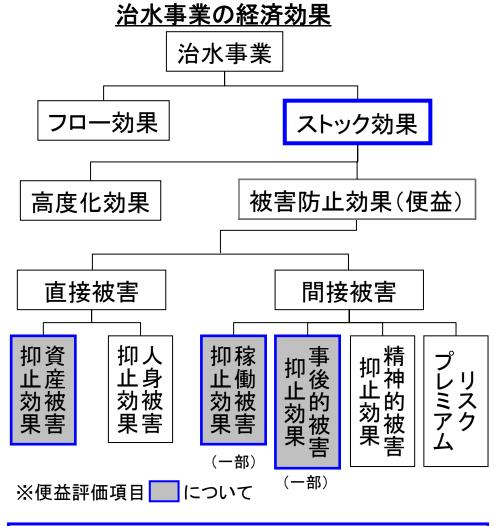
河川整備基本方針と河川整備計画の相違

- 〇 河川整備基本方針と河川整備計画では、フレームが大きく異なるため、定量的なB/C の評価は困難。
- 特に、河川整備計画では効果的な事業を早い段階で実施するため、現在価値化により 便益が大きく算出される傾向にある。
- また、河川整備基本方針では建設予定ダムによる洪水調節効果により氾濫被害が軽減 するが、河川整備計画では整備期間に建設しないダムの洪水調節効果を見込まないため、 氾濫被害が大きい場合もある。

計画の名称	計画期間	計画の規模	整備費用	備考
河川整備計画	20年〜30年の河川整備の内容を定める	一般に戦後最大 の洪水を対象とす ることが多い	紀の川 約640億円 加古川 約570億円	由良川、九頭竜川、 淀川の3河川で策 定済み 根拠条文 河川法第16条の2
河川整備基本方針	長期的な河川整備の方針を定める(河川によって 異なるが50年から100年超)	河川沿川の人口・ 資産等をふまえ、 1/100~1/2 00の降雨による 洪水を対象	紀の川 約2,970億円 加古川 約1,980億円	近畿管内の10水 系全てで策定済み 根拠条文 河川法第16条

^{*} 整備費用はダム建設費を除く

治水投資による効果



治水経済マニュアル(案)では洪水氾濫による直接的・間接的な被害のうち、現段階で経済的に評価可能な被害の防止効果を便益として評価している。

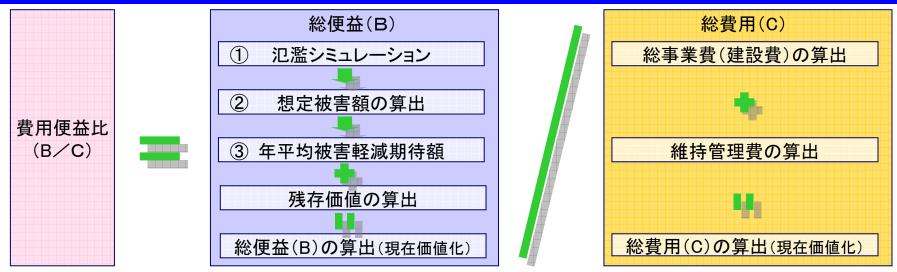
→治水事業の経済効果のうち、現段階で経済的に評価不可能な便益がある。(Ex.人身被害、精神的被害抑止効果、リスクプレミアム)

治水事業のストック効果

<u> 加小手未のハーファ別未</u>							
			分類	効果(被害)の内容			
				家 屋	居住用・事業用建物の被害		
				家庭用品	家具・自動車等の浸水被害		
		資産被害 抑止効果		事業所償却資産	事業所固定資産のうち、土地・建物を除いた償 却資産の浸水被害		
	直		一般資産被害	事業所在庫資産	事業所在庫品の浸水被害		
	接被			農漁家償却資産	農漁業生産に係わる農漁家の固定資産の ち、土地・建物を除いた償却資産の浸水被害		
	害			農漁家在庫資産	農漁家の在庫品の浸水被害		
			農産物	被害	浸水による農作物の被害		
			公共土木施設	投等被害	公共土木施設、公益事業施設、農地、農業用 施設の浸水被害		
			人身被害抑止效	果	人命損傷		
		稼動被害 抑止効果		家 計	浸水した世帯の平時の家事労働、余暇活動等 が阻害される被害		
被害防止便益			営業停止被害	事業 所	浸水した事業所の生産の停止・停滞(生産高の 減少)		
				公共・公益サービス	公共・公益サービスの停止・停滞		
		事後的被害 抑止効果		家 計	浸水世帯の清掃等の事後活動、飲料水等の代 替品購入に伴う新たな出費等の被害		
			応急対策費用	事 業 所	家計と同様の被害		
				国·地方公共団体	家計と同様の被害および市町村等が交付する 緊急的な融資の利子や見舞金等		
	間		交通途絶による波及 被害	港湾等	道路や鉄道等の交通の途絶に伴う周辺地域を 含めた波及被害		
	接被		ライフライン切断によ る波及被害	電力、水道、ガス、 通信等	電力、ガス、水道等の供給停止に伴う周辺地域 を含めた波及被害		
	害		営業停止波及被害		中間産品の不足による周辺事業所の生産量の		
					減少や病院等の公共・公益サービスの停止等 による周辺地域を含めた波及被害		
		精神的被害抑止効果	資産被害(に伴うもの	資産の被害による精神的打撃		
			稼動被害(に伴うもの	稼動被害に伴う精神的打撃		
			人身被害	こ伴うもの	人身被害に伴う精神的打撃		
			事後的被害に伴うもの		清掃労働等による精神的打撃		
			波及被害に伴うもの		波及被害に伴う精神的打撃		
		リスクプレミアム			被災可能性に対する不安		
高度	高度化便益				治水安全度の向上による地価の上昇等		
×	表出	\square	け 治水経済調	杏マーッアル(室)ー	で被害率や被害単価を明示した項		

※表中の は、治水経済調査マニュアル(案)で被害率や被害単価を明示した項目

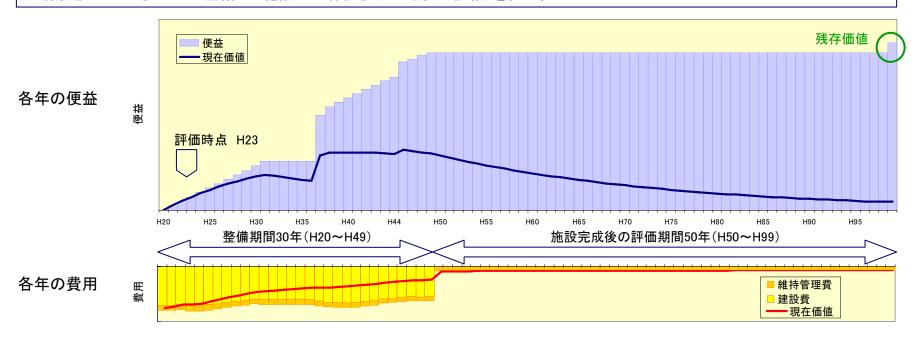
費用便益分析における費用便益比の算出



評価時点 : H23年を評価期間とし、整備期間+施設完成後50年間を評価対象期間とする。

現在価値化: 総費用(B)、総便益(C)は、いずれも社会的割引率(4.0%)により現在価値化した額の総和とする。

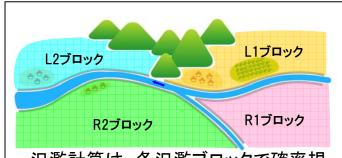
残存価値: 便益には整備した施設の残存価値(50年後の価格)を含む。



氾濫シミュレーションと想定被害額の算出

①氾濫シミュレーション

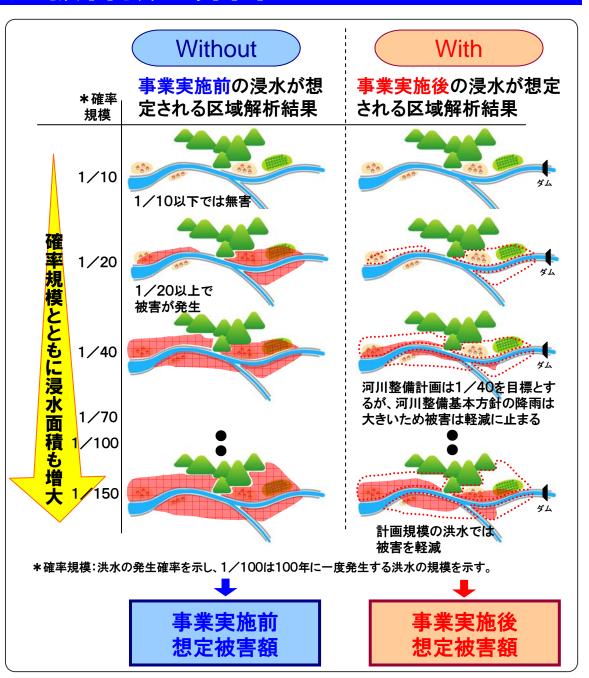
- ・ 確率規模の異なるケースの洪 水を想定して氾濫解析を実施。
- ・ 事業実施前と事業実施後の浸水が想定される区域を求める。



- ・氾濫計算は、各氾濫ブロックで確率規模ごとに実施。なお、上流のブロックの越水・溢水を考慮して下流ブロックの氾濫計算を実施し、ブロックごとの最大浸水被害を推定。
- ・氾濫計算の外力は、河川整備基本方針で想定している降雨を用いる

②想定被害額の算出

・ 氾濫シミュレーション結果に基づき、確率規模別の想定被害額を算出。

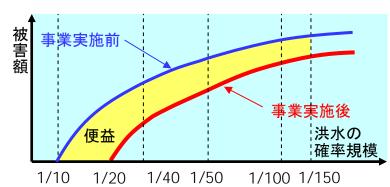


年平均被害軽減期待額の算出

- ③年平均被害軽減期待額の算定方法
- 事業を実施しない場合と実施した場合の、確率規模ごとの被害額の差分が被害軽減額 確率規模別の被害軽減額=事業前想定被害額-事業実施後想定被害額
- 確率規模別の被害軽減額にその洪水の生起確率を 乗じて、計画対象規模まで累計することにより、「年平 均被害軽減期待額」を算出する。

年平均被害軽減期待額(期待值)

 $= \Sigma$ (確率規模別被害軽減額) \times (生起確率)



〔計算例〕

事業のストック効果の合計額

流量規模	超過確率	事業を実施しない場合	被害額 事業を実施 した場合②	軽減額		区間平均 被害額④	区間確率⑤	年平均 被害額 ④×⑤	年平均被害額の累計 =年平均被害軽減期待額
1/10	0.1	0	0	0					
1/20	0.05	15,498	0	15,498		7,749	0.05	387	387
1/20	0.00	13,430	0	7,449		11,474	0.025	287	674
(1/40)	0.025	27,187	19738						
1/50	1/50 河川整備計画における計画規模					7,210	0.005	36	710
17 30	[JAJJ113	全浦 計画にあ	つける計画規模			6,304	0.01	63	773
1/100	0.01	37,582	31,945	5,637					
1/150	0.0007	F0.100	45.100	5,013		5,325	0.0033	18	791
1/150	0.0067	50,133	45,120						

河川整備基本方針における計画規模

年平均被害軽減期待額